令　和　２　年

西条市議会第７回１２月定例会提出議案書

西　　条　　市

目　　　　次

議案第１０２号　令和２年度西条市一般会計補正予算（第９回）について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　別冊

議案第１０３号　令和２年度西条市国民健康保険特別会計補正予算（第２回）について　・・・・・・・・・・・・・・・　〃

議案第１０４号　令和２年度西条市簡易水道事業特別会計補正予算（第１回）について　・・・・・・・・・・・・・・・　〃

議案第１０５号　令和２年度西条市小松地域交流事業特別会計補正予算（第１回）について　・・・・・・・・・・・・・　〃

議案第１０６号　令和２年度西条市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第１回）について　・・・・・・・・・・・　〃

議案第１０７号　西条市総合体育館等の指定管理者の指定について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

議案第１０８号　西条市産業情報支援センターの指定管理者の指定について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

議案第１０９号　西条市食の創造館の指定管理者の指定について　・・　９

議案第１１０号　西条市総合文化会館及び西条市丹原文化会館の指定管理者の指定について　・・・・・・・・・・・・　１３

議案第１１１号　字の新設及び小字の廃止について　・・・・・・・・　１７

議案第１１２号　市道路線の一部廃止について　・・・・・・・・・・　２５

議案第１１３号　市道路線の一部廃止について　・・・・・・・・・・　２９

議案第１１４号　市道路線の一部廃止及び認定について　・・・・・・　３３

議案第１１５号　西条市手数料条例の一部を改正する条例について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３７

議案第１１６号　西条市子育て交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について　・・・・・・・・・・　４１

議案第１１７号　西条市食の創造館設置及び管理条例の一部を改正する条例について　・・・・・・・・・・・・・・・　４５

議案第１１８号　四国鉄道文化館設置及び管理条例の一部を改正する条例について　・・・・・・・・・・・・・・・・　４９

議案第１１９号　十河信二記念館設置及び管理条例の一部を改正する条例について　・・・・・・・・・・・・・・・・　５３

議案第１２０号　西条市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について　・・・・・・・・・・・・・・・　５７

議案第１２１号　西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正

	する条例について　・・・・・・・・・・・・・・・・	６１
議案第１２２号	西条市水道事業の設置等に関する条例及び西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	６５
議案第１２３号	西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	７７
議案第１２４号	西条市消防団条例の一部を改正する条例について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	８１

議案第１０７号

西条市総合体育館等の指定管理者の指定について

西条市総合体育館等の指定管理者を次のように指定する。

令和２年１１月３０日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市総合体育館 西条市ひうち体育館 西条市ひうち球場 西条市ひうち陸上競技場 西条市西条運動公園総合プール 西条市東予運動公園野球場 ビバ・スポルティアＳＡＩＪＯ 西条市東予運動公園多目的広場 西条市東予運動公園球技場 西条市東予運動公園テニスコート 西条市東予運動公園海浜広場 西条市東予運動公園プール 西条市西条市民公園テニスコート 西条市西条市民公園多目的広場 西条市東予体育館 西条市丹原Ｂ＆Ｇ海洋センター	西条市ひうち１番地３ 西条市スポーツ協会グループ 代表者 公益財団法人西条市スポーツ協会 会長　田邊　重義	令和３年４月１日から 令和６年３月３１日まで

提案理由

西条市総合体育館等の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第２４４条の２　（略）

２　（略）

３　普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第２４４条の４において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

４　（略）

５　指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

７～１１　（略）

議案第１０８号

西条市産業情報支援センターの指定管理者の指定について

西条市産業情報支援センターの指定管理者を次のように指定する。

令和２年１１月３０日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市産業情報支援センター	西条市神拝甲１５０番地の１ 株式会社西条産業情報支援センター 代表取締役　玉井　敏久	令和３年４月１日から 令和５年３月３１日まで

提案理由

　西条市産業情報支援センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

　地方自治法

　（公の施設の設置、管理及び廃止）

第２４４条の２　（略）

２　（略）

３　普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第２４４条の４において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

４　（略）

５　指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

７～１１　（略）

議案第１０９号

西条市食の創造館の指定管理者の指定について

西条市食の創造館の指定管理者を次のように指定する。

令和２年１１月３０日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市食の創造館	西条市神拝甲１５０番地の１ 株式会社西条産業情報支援センター 代表取締役　玉井　敏久	令和３年４月１日から 令和５年３月３１日まで

提案理由

西条市食の創造館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第２４４条の２　（略）

２　（略）

３　普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第２４４条の４において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

４　（略）

５　指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

７～１１　（略）

議案第１１０号

西条市総合文化会館及び西条市丹原文化会館の指定管理者の指定について

西条市総合文化会館及び西条市丹原文化会館の指定管理者を次のように指定する。

令和２年１１月３０日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

<table>
<tr><th>施設の名称</th><th>指定管理者となる団体</th><th>指定の期間</th></tr>
<tr><td>西条市総合文化会館</td><td rowspan="2">東京都目黒区東山一丁目５番４号ＫＤＸ中目黒ビル６階
アクティオ株式会社
代表取締役　淡野　文孝</td><td rowspan="2">令和３年４月１日から
令和８年３月３１日まで</td></tr>
<tr><td>西条市丹原文化会館</td></tr>
</table>

提案理由

西条市総合文化会館及び西条市丹原文化会館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第２４４条の２　（略）

２　（略）

３　普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第２４４条の４において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

４　（略）

５　指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

７～１１　（略）

議案第１１１号

　　　字の新設及び小字の廃止について

　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条第１項の規定により、次のとおり字を新設し、及び小字を廃止するものとする。
　上記の処分は、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

　　令和２年１１月３０日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

字の名称	左記の区域に該当し、小字を廃止する区域			摘要
字名	字名	小字名	地番	
氷見蔵井新開	氷見	字蛭子新田	甲102の1、甲103の1及び甲104の1	これに伴う道路、水路等を含む。
		字大黒新田	甲105の1、甲106の1、甲107の1、甲108の1及び甲109の1	
		字蔵井	甲256、甲257の1、甲257の2、甲258の4、甲258の6、甲261の1、甲261の2、甲262の1、甲262の2、甲263の5、甲264の1から甲264の5まで、甲265の1から甲265の4まで、甲266の1から甲266の3まで、甲267の1、甲267の2、甲268の1から甲268の7まで、甲269の1から甲269の3まで、甲270の1、甲270の2、甲270の4、甲271の1から甲271の3まで、甲272の1、甲272の2、甲273の1から甲273の19まで、甲274の1から甲274の3まで、甲275の1から甲275の4まで、甲277、甲278の1から甲278の4まで、甲278の7、甲280の1、甲280の2、甲281、甲282の1、甲282の2、甲283の1、甲283の2、甲284、甲285、甲287、甲310の1から甲310の3まで、甲311の1から甲311の4まで、甲312の	

			1、甲 312 の 2、甲 313 の 1、甲 313 の 2、甲 314、甲 315、甲 316 の 1 から甲 316 の 3 まで、甲 317、甲 318 の 1、甲 318 の 2、甲 319 の 1 から甲 319 の 3 まで及び甲 320 の 1 から甲 320 の 7 まで	
		字元和	甲 288 から甲 291 まで、甲 293 から甲 300 まで、甲 301 の 1、甲 301 の 2、甲 302、甲 303 の 1、甲 303 の 2、甲 304 の 1、甲 304 の 2、甲 304 の 5、甲 305 の 1、甲 305 の 2、甲 305 の 5、甲 306 の 1 から甲 306 の 6 まで、甲 307 の 1 から甲 307 の 3 まで、甲 308 の 1 から甲 308 の 3 まで、甲 309 の 1 から甲 309 の 3 まで、甲 428 の一部、甲 429 の 1 の一部及び甲 429 の 2	
		字太兵衛新田	甲 321、甲 322 の一部、甲 323 の 2 から甲 323 の 4 まで、甲 324 の 1 から甲 324 の 3 まで、甲 325 の 1 から甲 325 の 4 まで、甲 326 の 1 の一部、甲 326 の 2 の一部、甲 326 の 3 の一部、甲 326 の 4 及び甲 327 の 2 の一部	
		字中新開	甲 381 の 2 の一部、甲 381 の 3 の一部及び甲 381 の 6 の一部	
		字局	甲 378 の 2 の一部、甲 379	

			の1の一部、甲379の3の一部、甲380の1及び甲380の3
		字丁地	甲420の一部、甲422の1、甲422の2、甲423の一部及び甲424の一部
	小松町新屋敷	字寄合	甲1080の1
氷見多兵衛新開	氷見	字元和	甲425、甲426の1から甲426の3まで、甲427の2から甲427の4まで、甲428の一部、甲429の1の一部、甲430、甲431の1、甲431の2、甲432、甲434の1、甲435の1、甲435の2、甲436の1、甲436の3、甲439の1及び甲439の3から甲439の5まで
		字太兵衛新田	甲322の一部、甲326の1の一部、甲326の2の一部、甲326の3の一部、甲327の1、甲327の2の一部、甲328の1、甲328の2、甲329の1から甲329の4まで、甲330、甲331の1、甲332の1、甲332の2、甲333の1から甲333の4まで、甲334、甲335、甲336の1、甲336の2、甲337の1から甲337の5まで、甲338の1、甲338の2、甲339の1から甲339の4まで、甲340の1から甲340の3まで、甲341の1、甲341の2、甲342、甲343

			の1、甲343の2、甲344の1、甲344の2、甲345の1、甲347の1、甲347の2、甲347の4、甲348の1、甲349の1、甲349の3、甲350の1、甲351の1、甲352の1から甲352の3まで、甲353の1、甲353の2、甲355の1、甲355の2、甲356の1、甲357の1、甲357の2、甲359、甲360の1、甲360の2、甲361、甲362、甲363の1、甲363の2、甲364の1、甲364の3及び甲364の5	
		字中新開	甲365の1、甲365の4、甲366の1から甲366の4まで、甲367、甲368、甲370、甲371の1、甲371の2、甲372の1から甲372の3まで、甲373の1から甲373の3まで、甲374の1から甲374の5まで、甲375の1から甲375の5まで、甲376の1から甲376の3まで、甲377、甲381の1、甲381の2の一部、甲381の3の一部、甲381の4、甲381の5、甲381の6の一部、甲382の1から甲382の4まで、甲383の1から甲383の3まで、甲384の2、甲385の1から甲385の4まで、甲386の1から甲386の3まで、甲387の1から甲387の3まで、甲388	

			の1から甲388の3まで、甲389の1から甲389の3まで、甲390の1から甲390の3まで、甲391の1から甲391の3まで、甲392の1、甲392の4、甲392の5、甲393の1から甲393の3まで、甲394の1から甲394の3まで及び甲395の1から甲395の4まで	
		字局	甲378の1、甲378の2の一部、甲379の1の一部、甲379の2、甲379の3の一部及び甲379の4	
		字柳ヶ内	甲396の1、甲396の5、甲397の1、甲398の1から甲398の3まで、甲399の1、甲400の1、甲400の2、甲401の1、甲401の2、甲402の1から甲402の4まで、甲440の1、甲440の3、甲441の1、甲441の3、甲442の4、甲442の5、甲443の1、甲443の4、甲445の1及び甲446の1	
		字丁地	甲403の1、甲403の2、甲405の1、甲405の2、甲406の1から甲406の3まで、甲407の1から甲407の5まで、甲408の1、甲408の2、甲409の1、甲409の2、甲410の1、甲410の3、甲410の5、甲411の1から甲411の3まで、甲411の6、甲412	

			の 1 から甲 412 の 3 まで、甲 413 の 1、甲 413 の 2、甲 414 の 1、甲 414 の 4、甲 415 の 1 から甲 415 の 4 まで、甲 416 の 1、甲 416 の 2、甲 417 の 1、甲 417 の 3 から甲 417 の 5 まで、甲 418 の 1 から甲 418 の 3 まで、甲 419 の 1、甲 419 の 2、甲 420 の一部、甲 421 の 1、甲 421 の 2、甲 423 の一部、甲 424 の一部及び甲 427 の 1		

提案理由

県営農地整備事業（経営体育成型）が実施された大兵衛・蔵井地区について、氷見土地改良区からの申請に基づき、字を新設し、及び小字を廃止するため、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（市町村内の町又は字の区域）

第２６０条　政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

２、３　（略）

議案第１１２号

市道路線の一部廃止について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項の規定により、次のとおり市道路線の一部を廃止するに当たり、議会の議決を求める。

令和２年１１月３０日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

一部を廃止しようとする路線

路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
３号地線	西条市今在家１４３４番１地先 西条市今在家１３６５番４地先	

提案理由

国及び愛媛県の東予港（中央地区）複合一貫輸送ターミナル整備事業による臨港道路の付け替えに伴い、市道３号地線の一部を廃止しようとするものである。

関係法令

道路法

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第８条　第３条第４号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

２　市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

３～５　（略）

（路線の廃止又は変更）

第１０条　都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

２　都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

３　第７条第２項から第８項まで及び前条の規定は前２項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第８条第２項から第５項まで及び前条の規定は前２項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第１１３号

市道路線の一部廃止について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項の規定により、次のとおり市道路線の一部を廃止するに当たり、議会の議決を求める。

令和２年１１月３０日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

一部を廃止しようとする路線

路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
今在家東４号線	西条市今在家１２０８番地先 西条市今在家１２４０番１地先	

提案理由

国及び愛媛県の東予港（中央地区）複合一貫輸送ターミナル整備事業による臨港道路の付け替えに伴い、市道今在家東４号線の一部を廃止しようとするものである。

関係法令

道路法

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第８条　第３条第４号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

２　市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

３～５　（略）

（路線の廃止又は変更）

第１０条　都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

２　都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

３　第７条第２項から第８項まで及び前条の規定は前２項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第８条第２項から第５項まで及び前条の規定は前２項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第１１４号

市道路線の一部廃止及び認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項及び第１０条第３項の規定により、次のとおり市道路線の一部を廃止し、及び認定するに当たり、議会の議決を求める。

令和２年１１月３０日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

一部を廃止しようとする路線

路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
田野吉井支線	西条市丹原町田野上方５４４番１地先 西条市丹原町田野上方９６６番地先	

認定しようとする路線

路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
福田宮下支線	西条市丹原町田野上方５５０番１地先 西条市丹原町田野上方５００番１地先	

提案理由

愛媛県銑鉄鋳物工業団地への払下げのため、市道田野吉井支線の一部を廃止し、及び当該市道路線と交差する法定外道路を市道路線として認定しようとするものである。

関係法令

道路法

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第８条　第３条第４号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

２　市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

３～５　（略）

（路線の廃止又は変更）

第１０条　都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

２　都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

３　第７条第２項から第８項まで及び前条の規定は前２項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第８条第２項から第５項まで及び前条の規定は前２項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第１１５号

西条市手数料条例の一部を改正する条例について

西条市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和２年１１月３０日提出

西条市長　　玉　井　　敏　久

西条市手数料条例の一部を改正する条例

西条市手数料条例（平成１６年西条市条例第５５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr>
<td>
別表第１（第２条関係）
<table>
<tr><th>種類</th><th>単位</th><th>金額</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>１～７８　（略）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>７８の２　居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率若しくは壁面の位置又は建築物の高さの特例許可の申請に対する審査</td><td>１件につき</td><td>１８２，０００円</td><td></td></tr>
<tr><td>７９～１１８　（略）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>
別表第１（第２条関係）
<table>
<tr><th>種類</th><th>単位</th><th>金額</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>１～７８　（略）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>７９～１１８　（略）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の西条市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第４３号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

関係法令

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

（手数料）

第２２７条　普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第２２８条　分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

２、３　（略）

議案第１１６号

西条市子育て交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

西条市子育て交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和２年１１月３０日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

西条市子育て交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

西条市子育て交流センター設置及び管理条例（平成３０年西条市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（休館日） 第４条　センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、第３号に掲げる休館日については、多目的室、多世代交流ホール及び屋外遊戯場（以下「多目的室等」という。）に限る。 (1)　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（こどもの日を除く。以下「休日」という。） (2)　（略） (3)　木曜日（こどもの日並びに第２条第１項第１号及び第２項に掲げる事業において使用する場合を除く。）。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の後において、その日に最も近い土曜日若しくは日曜日又は休日若しくはこどもの日でない日 ２　（略） （開館時間） 第５条　センターの開館時間は、午前９時から午後５時までとする。ただし、第２条第１項第１号及び第２項に掲げる事業において使用する場合については、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。 ２　（略）	（休館日） 第４条　センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、第３号に掲げる休館日については、多目的室、多世代交流ホール及び屋外遊戯場（以下「多目的室等」という。）に限る。 (1)　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（こどもの日及び文化の日を除く。以下「休日」という。） (2)　（略） (3)　木曜日（こどもの日及び文化の日並びに第２条第１項第１号及び第２項に掲げる事業において使用する場合を除く。）。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の後において、その日に最も近い土曜日若しくは日曜日又は休日、こどもの日若しくは文化の日でない日 ２　（略） （開館時間） 第５条　センターの開館時間は、午前８時３０分から午後５時までとする。ただし、第２条第１項第１号及び第２項に掲げる事業において使用する場合については、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。 ２　（略）

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

提案理由

子育て交流センターの運営体制の見直しにより、令和３年度からの休館日及び開館時間を変更し、持続可能な施設運営を図るため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第１１７号

西条市食の創造館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

西条市食の創造館設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和２年１１月３０日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

西条市食の創造館設置及び管理条例の一部を改正する条例

西条市食の創造館設置及び管理条例（平成１８年西条市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（休館日） 第５条　創造館の休館日は、次のとおりとする。 (1)　日曜日及び月曜日 (2)　１２月２９日から翌年の１月３日まで ２　（略） （開館時間） 第６条　創造館の開館時間は、午前９時から午後５時までとする。 ２　（略）	（休館日） 第５条　創造館の休館日は、１２月２９日から翌年の１月３日までとする。 ２　（略） （開館時間） 第６条　創造館の開館時間は、午前９時から午後６時までとする。 ２　（略）

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

提案理由

西条市食の創造館の運営体制の見直しにより、令和３年度からの休館日及び開館時間を変更し、持続可能な施設運営を図るため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第１１８号

四国鉄道文化館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

四国鉄道文化館設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和２年１１月３０日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

四国鉄道文化館設置及び管理条例の一部を改正する条例

四国鉄道文化館設置及び管理条例（平成１９年西条市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（開館時間） 第５条　鉄道文化館の開館時間は、午前９時から午後５時までとする。 ２　（略）	（開館時間） 第５条　鉄道文化館の開館時間は、午前９時から午後６時までとする。 ２　（略）

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

提案理由

　四国鉄道文化館の運営体制の見直しにより、令和３年度からの開館時間を変更し、持続可能な施設運営を図るため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第１１９号

十河信二記念館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

十河信二記念館設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和２年１１月３０日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

十河信二記念館設置及び管理条例の一部を改正する条例

十河信二記念館設置及び管理条例（平成１９年西条市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（開館時間） 第５条　記念館の開館時間は、午前９時から午後５時までとする。 ２　（略）	（開館時間） 第５条　記念館の開館時間は、午前９時から午後６時までとする。 ２　（略）

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

提案理由

　十河信二記念館の運営体制の見直しにより、令和３年度からの開館時間を変更し、持続可能な施設運営を図るため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第１２０号

西条市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

西条市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和２年１１月３０日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

西条市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

西条市後期高齢者医療に関する条例（平成２０年西条市条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附　則 （延滞金の割合の特例） ２　当分の間、第７条第１項に規定する延滞金の年１４．６パーセントの割合及び年７．３パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項に規定する平均貸付割合をいう。）に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年１４．６パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。	附　則 （延滞金の割合の特例） ２　当分の間、第７条第１項に規定する延滞金の年１４．６パーセントの割合及び年７．３パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．６パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年１日１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の西条市後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

提案理由

　地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）の一部が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第１２１号

西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和２年１１月３０日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

西条市市営住宅設置及び管理条例（平成１６年西条市条例第１９４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr>
<td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>団地名</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>泉町団地１区</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>泉町団地２区</td><td>西条市大町２７６番地２</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>団地名</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>泉町１区</td><td>西条市大町２７６番地２</td></tr>
<tr><td>泉町３区</td><td>西条市大町２７６番地２</td></tr>
<tr><td>泉町５区</td><td>西条市大町２７６番地２</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>泉町団地１区</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年３月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　入居の申込みその他泉町団地２区を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

提案理由

西条市公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した泉町１区、泉町３区及び泉町５区の各市営住宅を統合し、泉町団地２区を設置するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第１２２号

西条市水道事業の設置等に関する条例及び西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

西条市水道事業の設置等に関する条例及び西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和２年１１月３０日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

西条市水道事業の設置等に関する条例及び西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例

（西条市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第１条　西条市水道事業の設置等に関する条例（平成１６年西条市条例第１９８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr>
<td>（経営の基本）
第２条　（略）
２　給水区域、給水人口及び１日最大給水量は次のとおりとする。
(1) 給水区域　別表に規定する区域
(2) 給水人口　５２，７００人
(3) １日最大給水量　２７，９００立方メートル
別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>給水区域</th><th></th><th></th></tr>
<tr><td>西条地区</td><td>氷見　氷見石岡新開　氷見北新開　氷見西新開　氷見東新開　氷見南新開　野々市　坂元　檜木　西泉　西泉西新開　西泉</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>（経営の基本）
第２条　（略）
２　給水区域、給水人口及び１日最大給水量は別表に規定する　。
別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>給水区域</th><th>計画給水人口（人）</th><th>計画１日最大給水量（立方メートル）</th></tr>
<tr><td>西部地区水道事業</td><td>氷見　氷見石岡新開　氷見北新開　氷見西新開　氷見東新開　氷見南新開　野々市　坂元　檜木　西泉　西泉西新開　西泉</td><td>８，４２０</td><td>４，２８２</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

	東新開　西田　西田西新開　西田新開　禎瑞　西相生　東相生　古川の一部　洲之内の一部　安知生の一部　飯岡の一部　早川の一部　大浜の一部　船屋の一部　玉津の一部　下島山の一部　天神　福武の一部　中野の一部　黒瀬の一部　津越の一部　港　喜多川の一部　樋之口の一部　ひうちの一部				東新開　西田　西田西新開　西田新開　禎瑞　西相生　東相生　古川の一部　洲之内の一部　安知生の一部		
				東部地区水道事業	飯岡の一部　早川の一部　大浜の一部　船屋の一部　玉津の一部　下島山の一部　天神	１３，０００	６，４８０

					福武の一部		
東予地区	周布　吉田　石田　玉之江　広江　今在家　北条　三津屋　三津屋南　三津屋東　大新田　壬生川　明理川　円海寺　喜多台　高田　桑村　国安　新市　安用出作　新町　上市　広岡　石延　安用　河原津　河原津新田　楠　三芳　宮之内　大野　福成寺　実報寺　旦之上　河之内　集団施設「休暇村瀬戸内東予」			東予地区水道事業	周布　吉田　石田　玉之江　広江　今在家　北条　三津屋　三津屋南　三津屋東　大新田　壬生川　明理川　円海寺　喜多台　高田　桑村　国安　新市　安用出作　新町　上市　広岡　石延　安用　河原津　河原津新田　楠　三芳　宮之内　大野　福成寺　実報寺　旦之上　河之内　集団施設「休暇村瀬戸内東予」	３３，８００	１９，０００
丹原地区	丹原町丹原　丹原町今井　丹原町池田　丹原町久妙寺			丹原地区水道事業	丹原町丹原　丹原町今井　丹原町池田　丹原町久妙寺	１１，８００	６，０００

	丹原町願連寺　丹原町古田　丹原町徳能　丹原町高知　丹原町徳能出作　丹原町田野上方　丹原町北田野　丹原町川根　丹原町長野　丹原町高松　丹原町石経　丹原町湯谷口　丹原町志川　丹原町寺尾　丹原町明穂　丹原町来見　丹原町関屋　丹原町田滝　丹原町臼坂の一部　丹原町鞍瀬の一部				丹原町願連寺　丹原町古田　丹原町徳能　丹原町高知　丹原町徳能出作　丹原町田野上方　丹原町北田野　丹原町川根　丹原町長野　丹原町高松の一部　丹原町石経の一部		
小松地区	小松町新屋敷の一部　小松町南川の一部　小松町北川の一部　小松町妙口の一			小松地区水道事業	小松町新屋敷の一部　小松町南川の一部　小松町北川の一部　小松町妙口の一	９，９８０	５，０３０

	部　小松町大頭の一部　小松町大郷の一部　小松町明穂の一部　小松町安井の一部				部　小松町大頭の一部　小松町大郷の一部　小松町明穂の一部　小松町安井の一部		

（西条市水道事業給水条例の一部改正）

第２条　西条市水道事業給水条例（平成１６年西条市条例第２００号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給水区域） 第２条　西条市水道事業の給水区域は、西条市水道事業の設置等に関する条例（平成１６年西条市条例第１９８号。以下「設置条例」という。）第２条第２項第１号に規定する区域とする。 （料金） 第２１条　料金は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより計算して得た額とする。 (1)　西条地区　別表第１の１及び別表第２の合計額に、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定に基づき消費税が課税される金額に同法に規定する税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定に基づき地方消費税が課税される金額に同法に規定する税率を乗じて得た金額の合計額（この	（給水区域） 第２条　西条市水道事業の給水区域は、西条市水道事業の設置等に関する条例（平成１６年西条市条例第１９８号。以下「設置条例」という。）第２条第２項に規定する区域とする。 （料金） 第２１条　料金は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより計算して得た額とする。 (1)　西部地区水道事業及び東部地区水道事業の区域　別表第１の１及び別表第２の合計額に、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定に基づき消費税が課税される金額に同法に規定する税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定に基づき地方消費税が課税される金額に同法に規定する税率を乗じて得た金額の合計額（この

額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。以下「消費税等相当額」という。）を加えた額	額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。以下「消費税等相当額」という。）を加えた額
(2)　東予地区　別表第１の２及び別表第２の合計額に、消費税等相当額を加えた額	(2)　東予地区水道事業の区域　別表第１の２及び別表第２の合計額に、消費税等相当額を加えた額
(3)　丹原地区　別表第１の３及び別表第２の合計額に、消費税等相当額を加えた額	(3)　丹原地区水道事業の区域　別表第１の３及び別表第２の合計額に、消費税等相当額を加えた額
(4)　小松地区　別表第１の４及び別表第２の合計額に、消費税等相当額を加えた額	(4)　小松地区水道事業の区域　別表第１の４及び別表第２の合計額に、消費税等相当額を加えた額
２、３　（略）	２、３　（略）
別表第１（第２１条関係）	別表第１（第２１条関係）
１　西条地区	１　西部地区水道事業及び東部地区水道事業の水道使用料
（略）	（略）
２　東予地区	２　東予地区水道事業の水道使用料
（略）	（略）
３　丹原地区	３　丹原地区水道事業の水道使用料
（略）	（略）
４　小松地区	４　小松地区水道事業の水道使用料
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（西条市簡易水道条例及び西条市西ひうち水道条例の廃止）

２　次に掲げる条例は、廃止する。

(1)　西条市簡易水道条例（平成１６年西条市条例第１４１号）

(2)　西条市西ひうち水道条例（平成１６年西条市条例第１４２号）

（西条市特別会計条例の一部改正）

３　西条市特別会計条例（平成１６年西条市条例第５０号）の一部を次のように改正

する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（設置） 第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０９条第２項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。 (1)、(2)　（略） (3)　（略） (4)　（略） (5)　（略） (6)　（略） (7)　（略） (8)　（略） (9)　（略） (10)　（略） (11)　（略）	（設置） 第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０９条第２項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。 (1)、(2)　（略） (3)　簡易水道事業特別会計　簡易水道事業 (4)　（略） (5)　（略） (6)　（略） (7)　（略） (8)　（略） (9)　（略） (10)　（略） (11)　（略） (12)　（略）

（西条市西ひうち下水道条例の一部改正）

4　西条市西ひうち下水道条例（平成１６年西条市条例第１８８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（汚水量の認定） 第１３条　使用者が排除した汚水量の認定は、西条市水道事業給水条例（平成１６年西条市条例第２００号）第２２条及び第２３条の規定により、確認及	（汚水量の認定） 第１３条　使用者が排除した汚水量の認定は、西条市西ひうち水道条例（平成１６年西条市条例第１４２号）第１６条及び第１７条の規定により、確認及

び認定された水道の使用量を基準とする。	び認定された水道の使用量を基準とする。

（西条市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正）

5　西条市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成２５年西条市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（布設工事監督者の資格） 第３条　（略）	（布設工事監督者の資格） 第３条　（略） ２　簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第１号中「２年以上」とあるのは「１年以上」と、同項第２号中「３年以上」とあるのは「１年６箇月以上」と、同項第３号中「５年以上」とあるのは「２年６箇月以上」と、同項第４号中「７年以上」とあるのは「３年６箇月以上」と、同項第５号中「１０年以上」とあるのは「５年以上」と、同項第６号中「第１号に規定する卒業生にあっては１年以上」とあるのは「第１号に規定する卒業生にあっては６箇月以上」と、「２年以上」とあるのは「１年以上」と、同項７号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の２分の１以上」と、同項第８号中「１年以上」とあるのは「６箇月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。
（水道技術管理者の資格）	（水道技術管理者の資格）

第４条　法第１９条第３項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)　前条の規定により＿＿＿＿＿＿水道の布設工事監督者たる資格を有する者 (2)～(6)　（略）	第４条　法第１９条第３項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)　前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者 (2)～(6)　（略） ２　簡易水道又は１日最大給水量が１０００立方メートル以下である専用水道については、前項第１号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第２号中「４年以上」とあるのは「２年以上」と、「６年以上」とあるのは「３年以上」と、「８年以上」とあるのは「４年以上」と、同項第３号中「１０年以上」とあるのは「５年以上」と、同項第４号中「５年以上」とあるのは「２年６箇月以上」と、「７年以上」とあるのは「３年６箇月以上」と、「９年以上」とあるのは「４年６箇月以上」と、同項第５号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の２分の１以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

（経過措置）

６　この条例の施行の際現に附則第２項の規定による廃止前の西条市簡易水道条例又は西条市西ひうち水道条例の規定により水道を使用している者は、第２条の規定による改正後の西条市水道事業給水条例の規定により給水装置の新設の承認、加入金の納付その他の行為がなされ、水道を使用している者とみなす。

７　附則第２項の規定による廃止前の西条市簡易水道条例第２条第２項の給水区域及び附則第２項の規定による廃止前の西条市西ひうち水道条例第２条第２号の給水区域については、第２条の規定による改正後の西条市水道事業給水条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日以後における最初の検針により確定する水道料金は、なお従前の例による。

8　この条例の施行の際附則第３項の規定による改正前の西条市特別会計条例の規定に基づく西条市簡易水道事業特別会計に属する剰余金、債権、債務及び財産は、西条市水道事業会計に帰属するものとする。

9　この条例の施行の際附則第３項の規定による改正前の西条市特別会計条例の規定に基づく西条市ひうち地域振興整備事業特別会計に属する西条市西ひうち水道に係る剰余金、債権、債務及び財産は、西条市水道事業会計に帰属するものとする。

提案理由

西条市簡易水道事業及び西条市西ひうち水道を西条市水道事業に統合するとともに、給水区域を拡張するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第１２３号

西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和２年１１月３０日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例

西条市水道事業給水条例（平成１６年西条市条例第２００号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表第３（第２６条関係）
手数料
<table>
<tr><th>名称</th><th>金額（１件につき）</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>指定給水装置工事事業者指定手数料</td><td>１０，０００円</td></tr>
<tr><td>指定給水装置工事事業者更新手数料</td><td>１０，０００円</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>別表第３（第２６条関係）
手数料
<table>
<tr><th>名称</th><th>金額（１件につき）</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>指定給水装置工事事業者指定手数料</td><td>３０，０００円</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

提案理由

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成３１年政令第１５４号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

関係法令

水道法（昭和３２年法律第１７７号）

（指定の申請）

第２５条の２　第１６条の２第１項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

２　第１６条の２第１項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第２５条の４第１項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名

(3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

(4) その他厚生労働省令で定める事項

（指定の基準）

第２５条の３　水道事業者は、第１６条の２第１項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

(1) 事業所ごとに、第２５条の４第１項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

イ　心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

ニ　第２５条の１１第１項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

へ　法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

２　水道事業者は、第１６条の２第１項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

（指定の更新）

第２５条の３の２　第１６条の２第１項の指定は、５年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

２　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

３　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

４　前２条の規定は、第１項の指定の更新について準用する。

議案第１２４号

西条市消防団条例の一部を改正する条例について

西条市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和２年１１月３０日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

西条市消防団条例の一部を改正する条例

西条市消防団条例（平成１６年西条市条例第２０７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定員） 第４条　団員の定数は、１，７４８人とする。	（定員） 第４条　団員の定数は、１，７７５人とする。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

提案理由

西条市消防団における中川分団及び桜樹分団の統合に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

関係法令

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）

（消防団員）

第１９条　消防団に消防団員を置く。

２　消防団員の定員は、条例で定める。